

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第53号

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市児童福祉法施行細則（平成17年函館市規則第82号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

児童	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	氏名					
	住所	(電話 - -)				
	個人番号					
扶養義務者	氏名		児童との続柄		職業	
	住所	(電話 - -)				
	個人番号					

を

児童	ふりがな		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所	(電話 - -)				
	現在地	(電話 - -)				
	個人番号					
	氏名		児童との続柄		職業	
	住所					

に

扶養義務者		(電話 - -)
	帰省先等の連絡先	(電話 - -)
	個人番号	

改め、同様式に注として次のように加える。

- 注 1 児童の住所欄は、住民票に記載された住所を記入してください。
- 2 児童の現在地欄は、病院への入院等を理由として、児童の居所が住民票に記載された住所と異なる場合に、その居所を記入してください。

別記第7号様式中 「

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------

 を

「

男・女	生 年 月 日	年 月 日
-----	------------------	-------

 に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。